

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号</p> <p>専決第1号 専決第2号 専決第3号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>生産緑地のあつせん願いについて 現況証明願いについて</p>
-------------	---	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>すが、毎日通うことも大変なため、老人ホーム等の施設入所を検討しましたが、経済的負担が大きいこともあり、次女夫婦が居住する日進市内への移住を計画しました。</p> <p>次女夫婦の現在の住まいは、バリアフリーな構造ではないため、今回自分の所有する農地に次女世帯と一緒に暮らすためのバリアフリー住宅を計画することとなったものです。</p> <p>周辺農地の影響については、排水は、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の既設排水路に放流するため、影響もないと思われます。</p> <p>議案第2号の内容について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第4条第6項第1号の農地区分について、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金と借入金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和4年8月1日から令和5年1月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>農家住宅という表現をされたが、農家住宅の定義とは何</p>
--	----------------------	--

	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p>	<p>か。</p> <p>農家住宅は、農家の要件がないと建築することができませんが、自己用住宅という表現でも構いませんが、農地を10a以上お持ちで、農家要件のある方が住宅を建築する場合は農家住宅としての建築の手続きに則ることができるという認識です。</p> <p>その他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>議案第3号を上程。</p> <p>議案第3号について、事務局に説明を求める。</p> <p>番号12番について説明します。</p> <p>申請地は日進市立東小学校校庭南側の小規模土地改良を実施した区域内にある農地で、地目・現況は畑、面積は263㎡になります。</p> <p>申請者は、現在日進市南ヶ丘のアパートに夫婦2人で暮らしています。</p> <p>申請者は、実家のある日進市に早期に戸建て住宅を構え、将来の家族設計を立てるとともに、実家の祖父の介護のことを考え、実家の近くで分家住宅の建築を計画したものにになります。</p> <p>申請者に自己所有地はなく、祖父に相談したところ、祖父が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものにになります。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の最終柵に集水し道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。</p> <p>続いて13番の案件について説明します。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和4年2月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として諮った案件となっており、農用地区域からの除外手続中です。</p> <p>申請地は、日進市立北小学校から南に約200メートル</p>
--	--	--

	<p>の位置に所在し、申請者の居住する住宅敷地に隣接する農地であり、地目畑、現況は宅地で、面積は14㎡になります。</p> <p>申請者は、平成7年から現在の住居を構えていますが、土地の測量を行った結果、隣接する他人の農地を含め、住宅敷地として利用していることが判明したため、既に使用している状況を是正し、所有権移転するため、農地転用をする必要が生じたものです。</p> <p>既に住宅敷地として利用している状況からも、周囲の農地に対する影響はないと思われます。</p> <p>続いて14番の案件について説明します。</p> <p>この申請地は、農振農用地であるために、令和3年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として諮った案件となっており、農用地区域からの除外手続が終了しています。</p> <p>申請地は、日進市役所から西に約500メートルの位置になり、ここに存在する神社に隣接する農地です。</p> <p>地目・現況は田で、面積は345㎡になります。</p> <p>申請者ですが、以前にも境内地が狭いため、境内地を増設する転用許可をいただき、神事や祭事の利用ができる状況になりましたが、今回は行事の際、来所する車の駐車場として利用するために農地を転用するものです。</p> <p>年々、祭事を行う際に車で来所する方が増加し、祭事スペースと駐車場が混在し、事故等の危険が高まっているため、駐車場として独立した土地として利用できる土地を探していました。</p> <p>隣接する土地所有者に相談したところ、遠方で管理もできない状況から、地域貢献のため土地を寄附する承諾を頂けたため、駐車場利用として農地転用をすることとなったものです。</p> <p>利用に際しては、周辺農地に影響を及ぼすことのないように努め、雨水は集水柵を設置し、既設排水路へ放流する計画です。</p> <p>続いて15番の案件について説明します。</p> <p>申請地は香久山南交差点から南西に100メートルの位置に所在し、地目・現況は畑で、面積は155㎡です。</p>
--	---

	議長 事務局	<p>申請者は、現在両親の実家で両親世帯と子2人の5人で暮らしています。</p> <p>実家は2世帯の間取りになっていないため、子の成長に伴い、手狭になっており、分家住宅の建築を計画したものになります。</p> <p>申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、母が相続により所有した土地があり、実家からも近く、生まれ育った住み慣れた土地で暮らすことができるため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>排水について、汚水は公共下水道に接続し、雨水は申請地北側の道路側溝へ放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続いて議案第3号について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>番号12番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅の建築をするものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年8月23日から令和4年12月25日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p>
--	-----------	--

		<p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>番号13番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は住宅の敷地として利用しているものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については造成済みのため該当ありません。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、平成7年に造成が終了しています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、既存の住宅敷地の一部として利用しています。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて番号14番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は境内地(駐車場)として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、1種農地と判断されますが、転用目的が既存施設の拡張に供するものに該当するため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当た</p>
--	--	---

	<p>らず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年8月1日から令和4年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接する境内地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>続いて、番号15番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和4年8月15日から令和5年3月15日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物のため都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそ</p>
--	--

		れについては、支障ありません。
		第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。
	議長	議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。
	委員	14番について、現況が田ですが耕作はされていたのか。
	事務局	利用権をつけて、他の方が耕作をしていました。
	委員	駐車場が足りていなくて必要なのか。
	事務局	神事を行う際に必要とし、隣接地で神事を行う際には、様々な危険性が生じるため導線として駐車場を造成するものです。
	委員	前回解除した場所だけでは足りないということか。
	事務局	その通りです。
	委員	所有権移転をするのは、個人に移転するのか法人に移転するのか。
	事務局	代表者の個人の所有になることはありません。
	議長	その他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求めらる。 (挙手全員)
	議長	議案第3号について賛成多数を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。
		議案第4号を上程。
	議長	事務局に説明を求めらる。
	事務局	(議案内容説明) 新規案件6件
	議長	議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。
	委員	3番について、貸借期間10年で果樹を植えるということだが、解約する場合や10年後に所有者に返却する場合はどのようにして返却するのか。
	事務局	基本的には、原状回復して返却するということになっていまして、果樹についても取り除くということになります。
	委員	今回、アグリスクールの修了生が多いのはなぜか。
	事務局	利用権の案件の審議が3ヶ月に1回のため、3月の時点で土地所有者と話がまとまらなかった場合は6月のタイ

		<p>ミングで重なることは考えられます。</p> <p>修了生には、続けて農業を行っていただくために、農地利用の案内をしています。</p>
委員		<p>6番について、新規となっているが説明がなかったのはなぜか。</p>
事務局		<p>今回の申請地の近くで岡崎から通って現在耕作をされていますので、説明は省略させていただいています。</p>
委員		<p>11番について、一緒に耕作する予定の仲間とはどのような仲間か。</p>
事務局		<p>事務局では把握できていません。</p>
委員		<p>息子と知り合いが関わっているのではないか。</p>
議長		<p>その他に意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長		<p>議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p>
事務局		<p>専決1号 3条届出 4件</p> <p>専決2号 5条届出 4件</p> <p>専決3号 18条通知 2件</p>
議長		<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>
委員		<p>市街化区域内の農地法はどのようなものなのか。</p>
議長		<p>届出行為をもって転用をすることができるものになります。</p>
委員		<p>元々調整区域だった北新町は市街化区域になれば届出を出せば開発ができるようになるのか。</p>
事務局		<p>農地法の決まりで、市街化区域に編入された時点で届出を提出すれば、所有権移転が可能になります。</p> <p>現時点では、区画整理事業は進んでいません。区画整理事業は、区画整理組合が設立されて、事業認可を受けて事業を進めていきますが、準備段階であり区画整理事業を行う前の通常の市街化区域の状態です。</p> <p>この状態での届け出の制限を行うことはできません。</p> <p>現在は、事業が予定されているだけであって、区画整理が設立されて、土地の利用制限をかけることができれば、</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 (15:53)</p>	<p>組合の許可がなければ権利移動することができなくなります。</p> <p>続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局よりその他について一括で報告)</p> <p>生産緑地のあっせん願いについて</p> <p>現況証明願について</p> <p>その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の農業委員会 <p>令和4年7月27日(水)</p> <p>午後3時 南庁舎2階第5会議室)</p> <p>特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p>
--	--	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年 月 日 議事録署名者 9番委員

議事録署名者 10番委員